食品の出展について

- ① 各地元保健所による 「**食品製造所の許可書(営業許可書)」(写し)** の提出をお願いします。
- ② 模擬店販売(現場調理)の取り扱いになる方は、

「提供食品作業工程表」の提出が必ず必要になります。

※コーヒー・紅茶・ジュース等、飲料を現場調理にて提供される場合は模擬店扱いと なります。

③ 提出書類①②は各2部(写し)を準備していただき、1部は月の15日までに、 FAX 又はメール・郵送にてお届け下さい。「らくさいマルシェ実行委員会」でとりま とめて、西京保健センターに一括提出します。

※FAX 番号: 075-331-0822

(京都市住宅供給公社 らくさいマルシェ実行委員会事務局)

- ④ パン・菓子類は「菓子製造許可」の持った製造場所で作られたものとします。
- ⑤ 漬物の販売は製造者の届出されているところに限ります。
- ⑥ 容器包装に入った食品は、名称、原材料名、消費期限又は賞味期限、保存方法、 内容量、製造者氏名、連絡先(電話番号)を明記して下さい。また、アレルギー、 添加物など適正に表示して下さい。
- ⑦ 野菜・果物は「生産者」が特定できるものしか販売できません。また、産地表示が 必要です。
- ⑧ アルコール飲料の販売は禁止とさせていただきます。

9	温度管理に留意して対応してください。(氷・クーラーボックスなどにて)
10	販売不許可の食品は、 ご飯類、お弁当、スープ、カレー、生クリームを使った菓子、お惣菜、プリン、ゼリー、アイスクリーム、キッシュ、サンドイッチ、生もの、牛乳を使用した飲み物、現場調理・現場で温めるなど、実行委員会が不適当と判断した物は出店できません。 ※但し、模擬店届けしたもの、移動販売は除きます。
11)	試食販売する際は、使い捨てで提供してください。(容器・箸・スプーンなど)
12	販売された食品で何か問題が起きた場合、当委員会で責任をとることができません。 各出展者の責任となりますので、各出展者での対応をよろしくお願いします。
13)	上記の件について、同意いたします。
	令和 5 年 月 日 氏名: 印 住所: 連絡先
	※ 上記③へ記入・捺印して頂き、出展当日に「らくさいマルシェ実行委員会本部」 へ提出をお願いします。 以上、上記の規約は京都市西京保健センターの指導に基づき作成されています。
	何卒、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。